

総務常任委員会

平成27年2月20日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小林 誠	○辻 善次	吉野 俊明
伴 吉晴	嶋田 善行	小野 隆雄
木澤 正男		
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	乾 善亮
総 務 課 長	黒崎 益範	同 参 事	谷口 智子
同 課 長 補 佐	仲村 佳真	企画財政課長	面卷 昭男
同 課 長 補 佐	福居 哲也	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
税 務 課 長	加藤 惠三	同 課 長 補 佐	木村 隆幸
会 計 管 理 者	西川 肇	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教 委 総 務 課 長	安藤 晴康	生涯学習課長	真弓 啓
同 課 長 補 佐	東浦 寿也	同 課 長 補 佐	平田 政彦

3. 会議の書記

議会事務局長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 吉野委員、伴委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより総務常任委員会を開会いたします。

初めに、小城町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、吉野委員、伴委員のお2人を指名いたしますので、お2人にはよろしく願いをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりであります。

初めに、1. 継続審査、（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、1. 継続審査、（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてご報告させていただきます。

初めに、史跡中宮寺跡の整備についてであります。

今年度の整備工事の進捗状況につきましては、事業地北側における排水路工事をほぼ終了し、引き続き東側の園路に平行する南北方向の排水路工事や盛土工事を進めているところでございます。このあと、3月24日の工期までに盛土や切土など残工事を行いまして、今年度の整備工事を終了する予定でございます。

次に、1月29日に開催いたしました史跡中宮寺跡整備検討委員会についてであります。

今年度の整備工事の進捗状況や来年度の整備工事計画について報告を行った後に現地をご視察いただき、様々なご意見を賜ったところでご

ございます。特に、平成27年度に計画しております塔及び金堂の基壇整備におきまして、基壇の上に車椅子の方でも見学できるユニバーサルデザインを採用する中で、転落防止柵やスロープを設置する計画をしております。今後、これらの施工につきましては、歴史的景観への配慮等の検討を行いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、昨年度より奈良大学と共同で進めております斑鳩大塚古墳の範囲確認調査についてであります。

現地調査を豊島直博准教授が担当され、奈良大学の学生が従事いたしまして、3月2日から3月31日までの間で発掘調査を予定しております。当調査におきまして重要な調査成果がございましたら、報道発表や現地説明会を開催してまいりたいと考えております。

次に、平成27年度春季の史跡藤ノ木古墳石室特別公開についてであります。

ゴールデンウィーク期間中の5月4日、5日に日程を決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、藤ノ木古墳より出土しました銅鏡についての状況報告であります。

平成25年度秋季特別展において展示の計画をしておりましたが、保存状態がよくないという理由からやむなく展示を見送りました3面の銅鏡につきまして、現在、文化庁による保存修理が進められているとの情報を奈良県立橿原考古学研究所附属博物館より受けました。

つきましては、今後の保存修理の状況を見守りながらということにはなりますが、適切な時期に以前計画しました里帰り展示ができますように奈良県立橿原考古学研究所と今後とも協議を続けてまいりたいと考えております。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。
木澤委員。

木澤委員 すみません、ちょっと先走ったことを聞くかもしれませんが、この間、2月16日の議員懇談会の際に、新たに春日古墳の調査検討委員会条例っていうのが予定されているということで、その条例の中身の審議についてはまた提案いただいてからになるかと思うんですけども、その春日古墳っていう名前自体、そこで初めて聞きまして、認識していなかったんですけども、これ、どういうものになるんでしょうかね。どこにあってとか。

生涯学習課長 斑鳩町で、町内の町史跡指定も含めた、隠れたと言いますか、語弊ありますね、町内の中でそういった新たな文化財っていうものの発掘って言いますかね、ということのをこれまで進めておったんですけども、春日古墳につきましてもそういったことで進めてきている1つでありまして、当然、あまりご存じないことももちろんでございます。今回も、上程させていただく予定のものは、あくまで調査の検討委員会、これから調査をどう進めるかということの検討委員会ということで、学識経験の方を中心に審議いただきながら、どう進めていくのか、整備するのは是非も含めてではなると思いますが、そのあたりで進めていくということですので、これからのお話ということでご理解。

(「場所です」と呼ぶ者あり)

生涯学習課長 場所は、藤ノ木古墳の北東約150メートル、聖雲閣の西側あたりなんですけども、民家の中です。

委員長 小城町長。

町長 斑鳩町の元教育長をされた安田さんという方がおられまして、安田さんの自宅の中にその古墳があるということで、まだ恐らく未盗掘だろうと、これは言われたかまたわかりませんが、未盗掘であろうということで、民家の中にある古墳というのは全国的にもほとんどないと。その中で斑鳩町でそういう発掘をするということで検討委員会を立ち上げ

ていくと。

西里の中井氏、大工さんが、中井家の大工さんがその安田家に泊まっておられて法隆寺を修復したというような、歴史的な、必ず斑鳩の法隆寺が出てきたら、必ず宮大工の西岡さん以上に中井家という1つの名大工がおったということが出てまいります。その家の中に古墳があるということで、それを検討しながら今後どうあるべきかとか。

ご子息の了解を得て、ようやく、今までもうずっとあったんですけども、なかなかそう発掘してほしくないというような考えもあったものですから、最終的にご子息が、息子さんが、跡を継ぐ方がそれで結構だということでございます。

委員長 ほかにご意見は。 伴委員。

伴委員 藤ノ木古墳の石室公開が5月の4日、5日と、今、報告がありましてんけど、昨年このあたりで2日間やっていただいたんですか。ちょっとそのあたり。

委員長 真弓生涯学習課長。

生涯学習課長 昨年は、5月の4日、5日、同じ、偶然同じですけども、日曜日、月曜日で行っております。

伴委員 それなら、昨年と同じ2日間、ゴールデンウィーク中にやっていただく。このときは、確か、何か文化財センターのほうの催し、これらとリンクしていただいていたような気がするんですけど、それも同じように考えていただいているんですかね。

生涯学習課長 この時期につきましては、企画展等の開催はございません。昨年も同じですけども。

これにつきましては、藤ノ木古墳の特別公開、藤ノ木古墳を見にこられるということで、企画展の開催時期をそれにあわせるということも検

討したことあるんですけども、やはり藤ノ木古墳に見にこられたときに藤ノ木古墳の展示がないということは避けるべきだということで企画展等のリンクはしておらず、通常展示の時期となっております。

伴委員 確かに考え方やと思いますねんけど、年によればやはりそういう催しなんかとリンクさすのもおもしろいようには思うんです。その辺、また検討していただいたらと思います。以上です。

委員長 ほかに質疑等はございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 史跡中宮寺跡の基壇なんですけれども、整備なんですけども、これ、高さはどのぐらいの予定、そして縦横ですね、大体どれぐらいの規模になるのか、ちょっと教えていただけますか。

委員長 今すぐにわかるような資料はお持ちですか。 真弓生涯学習課長。

生涯学習課長 高さについては、約1.8メートルでございます。すみません、縦横の寸法は、申しわけございません、今、ちょっと数字を持っておりませんので、後ほどまた。

嶋田委員 またあとで教えていただきたいんですけど。
その基壇の整備というのは、従来あるような、石の上に丸こい柱跡を立てていくというふうな感じで考えてよろしいんですかね、イメージ的には。

生涯学習課長 今おっしゃられたとおり、柱跡を石で明示していくような姿の整備になります。

嶋田委員 先ほどバリアフリーで車椅子の方にも見ていただけるというのは、乗っていただけるような感じでとおっしゃっていましたがけれども、それはそれで結構かと思うんです。ただし、転落防止のための柵等を基壇に設置

するということに関しては、どうかなという感じは持っていますのでね、そこら辺どういうふうな、イメージ的にですよ、感じでされるのか、そこら辺、もうちょっと、今、考えておられるんでしたらね、教えていただきたいと思いますし、もしかまだ、そういうふうな提言があったということで、まだこれからやいうことであれば、その都度教えていただきたいと思います。

というのが、基壇の整備で柵こしらえて、どうかなというふうな感じはしておりますのでね。

委員長 清水教育長。

教育長 先ほど課長から説明をさせていただきました、1月の29日に整備検討委員会を開いているわけでありまして、現地を見ながら、今、委員ご指摘の転落防止柵についてですね、いろいろ論議を賜ったとことでありまして。

というのも、ご心配いただいているような、風致的に、景観的にどうなるのかということも含めてですね、つけるべきか、つけないべきかという議論もあったところがございます。車椅子の方々にも乗っていただくということなんで、当然、車椅子だけでなくですね、お子さんの方々も当然乗っていただくこともあるので、防止柵はやっぱり必要であろうと。ただ、景観的に、どういう形ですのかということについては今後の課題ということで、今後も論議いただく予定であります。

委員長 ほかに質疑等はございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2番目の各課報告事項についてを議題といたします。

初めに、(1)平成27年度税制改正大綱(地方税関係)の概要についての説明を求めます。加藤税務課長。

税務課長 それでは、各課報告事項(1)平成27年度税制改正大綱(地方税関係)の概要についてご報告を申しあげます。

本日、ご報告を申しあげる内容につきましては、昨年12月に国において取りまとめられました平成27年度税制改正大綱のうち地方税に係るものを抜粋して、その概要を説明をさせていただきます。

資料1の1枚目をごらんいただきたいと思います。

初めに、個人町民税に関する改正内容でございます。

1つ目のふるさと納税の拡充につきましては、①ふるさと納税特例控除額の限度額を個人町民税所得割額の1割から2割へ引き上げるものでございます。

本改正に伴う町税への影響は、平成26年度の課税状況から試算をいたしますと70万円の減収となります。

適用は、平成28年度分以後について適用となります。

次に、②として、ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設でございます。

ふるさと納税に係る寄附金控除の手続きにつきましては、通常では確定申告を必要といたしますが、今回の改正で、給与所得者がふるさと納税を行った場合、ふるさと納税先の都道府県または市町村に対し、寄附の申し込みと合わせ控除申請の要請を行っていただくことにより、確定申告をせずに寄附金控除が受けられるようにするものでございます。

適用については、平成27年4月1日以後に行われる寄附から適用となります。

次に、2つ目の住宅ローン控除の延長につきましては、現行、平成29年12月31日までの入居者について適用するものを、その適用期限を1年6か月延長し、平成31年6月30日までの入居者に適用するものでございます。

なお、この住宅ローン控除による町の減収額は、全額国費で補てんされておりまして、平成25年度の決算では、地方特例交付金として2、

178万円が交付をされております。

次に、3つ目として、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置、いわゆるNISAの拡充につきましては、非課税投資額について、現行、1年間最大100万円、5年間の総額500万円を、1年間最大120万円、総額600万円に引き上げを行うもので、保有期間、口座開設期間については変更ございません。

適用につきましては、平成28年1月1日以後について適用となります。

次に、4つ目として、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設について、いわゆる子ども版NISAの創設でございます。

これは、両親や祖父母が子や孫のために専用口座を開設し、投資する場合、非課税投資額を1年間最大80万円、総額400万円とするもので、保有期間は最長5年間、口座開設期間は平成28年1月1日から平成35年12月31日までとなっています。

子ども版NISAの特徴は、18歳まで口座の払い出しができないこと、また、贈与税について、子ども版NISAを年間の限度額80万円を投資した年につきましては、その他の資産を贈与しようとした場合、基礎控除分の非課税枠でございます110万円から80万円を差し引いた残りの30万円のみが非課税となるものでございます。

NISAの拡充及び子ども版NISAの創設に係る町税への影響は、国において試算された全国での影響額をもとに試算をいたしますと10、万円の減収となります。

次に、資料の裏面にお移りをいただきまして、法人町民税に関する改正内容でございます。

国税と地方税を合わせた法人実効税率の引き下げとして、法人税法の改正により、国税である…。

(「裏面あらへん」と呼ぶ者あり)

委員長

暫時休憩いたします。

(午前9時21分 休憩)

(午前9時27分 再開)

委員長

それでは、再開をいたします。

加藤税務課長、よろしく願いいたします。

税務課長

資料の裏面のほう、よろしく願いをいたします。法人町民税に関する改正内容でございます。

国税と地方税を合わせた法人実効税率の引き下げとして、法人税法の改正により国税である法人税の税率が25.5%から23.9%に引き下げられることにより、法人税額を課税標準額とする法人町民税に自動的に影響するもので、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から影響を受けることとなります。

具体的に影響する内容を計算例で申しあげますと、法人事業税を除く法人事業所得が1,000万円ある法人の場合、現行では、国の法人税の税率が25.5%でありますことから、法人税額は255万円となり、法人町民税は、国の法人税額の税率である12.3%を掛けることから、町の法人町民税の税額は31万3,600円となります。改正後は、国の法人税率が25.5%から23.9%に引き下げられることから、国の法人税額は239万円となり、法人町民税は、現行と比較し、1万9,700円、6.3%減の29万3,900円となります。

本改正に伴う町税への影響は、平成25年度決算ベースで試算をいたしますと、200万円の減収となります。

次に、固定資産税・都市計画税に関する改正内容でございます。

1つ目の土地に係る負担調整措置についてと、2つ目の据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置につきましては、平成27年度の評価替えに伴う改正で、現行の仕組みが平成26年度で期限切れとなりますことから、平成27年度から平成29年度まで現行の仕組みを継続するものでございます。

3つ目の空き家の適正管理を促進するための措置につきましては、空

家等対策の推進に関する特別措置法の規定による必要な措置の勧告の対象となった特定空家等に係る土地について、住宅用地特例の対象から除外をするものでございます。

住宅用地特例につきましては、住宅の敷地面積が200平方メートル以下の部分について、固定資産税は本来の課税標準額の6分の1、都市計画税は3分の1、200平方メートルを超える部分につきましては、家屋の床面積の10倍を上限に、固定資産税は3分の1、都市計画税は3分の2に軽減するものでございます。

適用は、平成28年度分以後について適用となります。

4つ目の固定資産税の課税標準額の特例措置の見直しにつきましては、本年3月31日をもって期限切れとなる特例措置の延長や適用要件の一部見直し等について、平成27年4月1日から適用を行うものでございますが、平成26年度の課税状況から、町税へ影響を及ぼす改正はございません。

資料の2枚目にお移りをいただきたいと思っております。軽自動車税に関する改正内容でございます。

1つ目の軽自動車、新車の税率を軽減する特例制度の創設につきましては、一定の環境性能を有する軽自動車について、その燃費性能に応じた軽課税率を導入するものでございます。

具体的には、四輪乗用自家用を例に申しあげますと、平成28年度以後の標準税率は10,800円となっておりますが、軽課税率①は、標準税率をおおむね75%軽減した2,700円、該当する車両は電気自動車・天然ガス自動車、軽課税率②は、標準税率をおおむね50%軽減した5,400円、該当する車両は、平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能のよい車両、軽課税率③は、標準税率をおおむね25%軽減した8,100円、該当する車両は、平成32年度燃費基準値を達成している車両となっております。

適用は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得される新車について、平成28年度分のみ適用となります。

平成29年度分以後の軽課税率につきましては、自動車税に係る環境性能割の導入とあわせ見直しを予定されております。

本改正に伴う町税への影響は、平成25年度の町の新車登録台数を昨年度の車種別販売実績の比率で試算をいたしますと、173万円の減収となります。

2つ目の原動機付自転車、二輪及び小型特殊自動車に係る税率の見直しの延期につきましては、平成27年度分からの税率の見直し予定を1年間延期し、平成28年度分以後について適用するものでございます。

本改正に伴う町税への影響は、平成26年度の課税状況から試算いたしますと、371万円の減収となります。

次に、たばこ税に関する改正内容でございます。

旧3級品の製造たばこに係るたばこ税の特例税率の廃止として、一般品の製造たばこの税率、1,000本当たり5,262円に対し、旧3級品の製造たばこの税率は、1,000本当たり2,495円と約半分に軽減されており、今回の改正でこの特例措置を廃止するものでございます。

具体的には、平成28年4月1日から段階的に特例税率の縮小を行い、平成31年4月1日には完全に特例税率を廃止するものでございます。

本改正に伴う町税への影響につきましては、特例税率の完全廃止後の試算といたしまして、平成25年度決算ベースをもとに計算しますと、312万円の増収となります。

次に、その他として、その他法令の改正による条文の整理等、所要の改正についてでございます。

今回の税制改正においては、地方税法を初め所得税法、租税特別措置法等の様々な法令改正が予定されていますことから、これら関係法令の改正において、項番号、号番号等の繰り上げ、繰り下げ、条文の整理等も行われますことから、町税条例においても関係法令の改正に伴う引用条文の整理等、所要の改正を予定をしております。

以上、平成27年度税制改正大綱、地方税関係の概要でございますが、今後、関係法令の改正内容等の確認を行う中で、本年4月1日から適用を必要とする改正につきましては3月31日付で専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。
木澤委員。

木澤委員 この2番の住宅ローン控除の延長なんかっていうのは、全額国費で補填というふうになっているんですけども、例えば1番のふるさと納税の関係、これは住民さんの控除額が上がる分には別にいいんですけども、町にしたら減収になるということで、その分の交付税算入とか、何か補填はあるんですか。

税務課長 国費の補填でございますけれども、ふるさと納税に関しましては、国費からの補填はございません。

住宅ローン控除がなぜ国費で補填されるかと申しあげますと、もともと住宅ローン控除というのは所得税のみの制度でございまして、税源移譲の関係でこういった住民税にも波及したというのを考慮して国費負担ということをされているものでございますので、ちょっと住宅ローン控除については特殊なものというふうに考えていただけたらと思います。

委員長 小野委員。

小野委員 III番の固定資産税・都市計画税の中の算用数字の3番、空家等対策の推進に関する特例法の規定によって、特定空家等に係る土地について除外すると、特例から除外すると。それを28年度から以降について適用ということなんですが、先の一般質問で、この空家等対策の報告についてと質問させてもらったときにね、確か、斑鳩町は、まだはっきりしたものはきていないし、例えば協議会の立ち上げをどうするんだということも、もう1回、帰ってちょっと見てみようかなと思うねんけど、協議会を立ち上げることができるか書いてあるから、すぐには立ち上げんでもいいんじゃないかというような、そんな感触で私は聞いていたんですがね。27年度にはもう立ち上げて、特定空家が斑鳩町内にあるのかどうかは、これは28年度からの固定資産税のことにも影響してきますので

ね、急がなければいけないのかなという、今、税務課長のこの説明を見て初めて気づいたんですがね、それらについて、町として、その協議会の立ち上げというのは急ぐ必要があるんじゃないかなと私は思うんですが、その点、どうなんですかね。

委員長 池田副町長。

副町長 空き家対策でございます。確かに国のほうで特例措置法が制定されました。今日まで空き家については、以前にも質問されまして、それ以前にも質問されております。そのときには、空き家については、対策と保存と、それと活用と、もう同時に、先進地は同時にやっておりますので、例えば、よい空き家、空き家でも57年以降の空き家についてはどうして活用していこうかという、そういう1本の条例にしようと思っておりますけども、昨年11月に特別措置法ができました。特別措置法を受けた後におきまして、今般ですけども、ほん今ですけども、昨日の新聞にも載っておったんですけども、国のほうでその指針を決められました、今、現在。その指針を今、現在決められましたので、決めましたので、各町村はその指針に基づきまして空き家の撤去を進めるための実施計画をつくっていく必要がありますので、町といたしまして、対策と活用、やはり別個に考えて、まずこれについてもやっぱり、大きな事故につながったらあきませんので、別個に考えて進めていって、町村は特定空き家の認定をして勧告をできるようには進めていきたいと。これはもう27年度中にはやっていきたいと考えておりますので。

ですから、もう2本立てでいくということでご理解をいただきたいと思えます。そして、指針については、もうほん今出ただけで、これを受けて各町村が進んでいくという具合でございます。

委員長 ほかに質疑等はございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、（２）の地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正に伴う例規整備についての報告を求めます。

 安藤教委総務課長。

教委総務課長 それでは、各課報告事項（２）地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正に伴う例規整備についてご説明いたします。資料２をごらんください。

 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が昨年６月２０日に公布され、本年４月１日から施行されることとなっております。改正の概要につきましては、先の総務常任委員会におきましてご説明させていただいたところであります。現在、改正が必要となる条例等につきましては、３月町議会定例会への上程に向けて調整を行っております。

 お手元の資料は、改正が必要となる条例・規則、また、改正の概要、担当部署を示したものであります。条例６本、規則７本となっております。教育委員会の委員長と教育長が一本化されることに伴う委員長に関する規定の改正や委員長報酬の削除、また、教育長が特別職になることに伴う報酬等審議会の所掌事項に教育長の給料を加えること、また、引き続き職務専念義務が課されることに伴う所要の改正、その他、引用している条項の改正などを行うこととしております。

 なお、法律の施行日において現在の教育長が在職する場合は、その任期が満了するまでの間、委員長と教育長は引き続き在職するものとされておりますことから、改正条例等の付則に経過措置規定を設けることといたしております。

 以上、現在進めております地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正に伴う例規整備についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。何かございませんか。

 （ な し ）

委員長 それでは次に、（３）の平成２７年度ふるさと納税の拡充についての報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、平成２７年度ふるさと納税の拡充につきまして、ご説明を申しあげます。恐れ入りますが資料３をごらんいただけますでしょうか。

先ほど、平成２７年度税制改正大綱の概要の中でもご説明を申しあげましたとおり、平成２７年度税制改正において、ふるさと納税の減税対象となる寄附の限度額が、住民税の１割から２割へと２倍に拡充されたところでございます。

この機会を捉えまして本町へのふるさと納税の促進を図るため、寄附者へのお礼を拡充してまいりたいと考えております。

また、住民の皆さまとともに史跡中宮寺跡整備を進めるため、本事業に対する寄附を募ってまいりたいと考えております。

まず、寄附の充実でございますが、１のところをごらんいただけますでしょうか。現在は、１万円以上の寄附者に対しまして、一律に３，０００円相当のお礼、町の特産品をお送りしているところでございます。これにつきまして、寄附の額に応じまして、お礼の内容について拡充してまいりたいと考えております。

その内容といたしましては、１万円以上３万円未満の寄附者に対しましては、現行の３，０００円相当のお礼を、３万円以上５万円未満の寄附者に対しましては、６，０００円相当のお礼を、５万円以上８万円未満の寄附者に対しましては、中宮寺御門跡の直筆の色紙、法隆寺及び中宮寺拝観券２名様分とあなただけの藤ノ木古墳特別見学会２名様分、または１万円相当のお礼を、８万円以上の寄附者に対しましては、法隆寺管長及び中宮寺御門跡の直筆の色紙、法隆寺及び中宮寺拝観券４名様分とあなただけの藤ノ木古墳特別見学会４名様分、または２万円相当のお礼を考えているところでございます。

次に、史跡中宮寺跡整備に対する寄附についてでございますが、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金を活用させていただき、史跡中宮寺跡整備に対する寄附を募ってまいりたいと考えております。

なお、寄附者の記念といたしまして、寄附者、これは町内外問わずでございますが、お名前を記した記念品プレートなどの作成を検討してまいりたいと考えております。

以上、平成27年度ふるさと納税の拡充につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。嶋田委員。

嶋田委員 2番目の、記念プレートを作成する、これはどこかに展示されるわけでしょうか。

企画財政課長 現在、記念プレート、お名前を記した記念プレートなんですけど、これにつきましては、史跡中宮寺跡、史跡ということもございますので、検討委員会等でも議論いただかなあかん部分もございますので、そのあたりも踏まえまして、今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

嶋田委員 なるほど、プレート作成して、それ、本人に渡すのか、またはどこかにね、展示するのか、そこら辺検討していただいたら結構かと思えます。

委員長 伴委員。

伴委員 ちょっと勉強させてください。2番のほうのこの史跡中宮寺跡の寄附ですもんけど、整備に対する寄附ですもんけど、寄附者に町内外問わずと書いてあるんですが、これは、ふるさと納税というのは私は町外の対象やと思っておるんです。これは別物と考えていいのか。その場合の税控除、この辺はどうなってますねやろ。

企画財政課長 税控除の関係につきましては、ふるさと納税の制度を活用したものでございます。ただ、記念プレートなんですけども、これが町内外を問わ

ずに、寄附していただいた方にそういった記念プレートのほうを作成させていただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

委員長 ほかに質疑等はございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって各課報告事項についても終わりますが、ほかに理事者側から報告しておくべきことはございませんか。

黒崎総務課長。

総務課長 総務課のほうから3点、報告事項がございます。

1点目でございますが、本年4月に行われる第18回統一地方選挙の日程についてであります。任期満了に伴います奈良県知事選挙につきましては、平成27年3月26日木曜日に告示、平成27年4月12日日曜日に投・開票が行われます。

同じく任期満了に伴います奈良県議会議員選挙につきましては、平成27年4月3日金曜日告示、奈良県知事選挙と同日の平成27年4月12日日曜日に投・開票が行われる予定でございます。

次に、任期満了に伴います斑鳩町議会議員選挙につきましては、平成27年4月21日火曜日告示、平成27年4月26日に投・開票を行う予定としております。

なお、斑鳩町議会議員選挙の立候補予定者説明会につきましては、平成27年3月19日の木曜日の午前10時から役場地下大会議室のほうで行います。

以上、統一地方選挙についてのご報告でございます。

2点目でございますが、避難所として指定をしております斑鳩町立あゆみの家につきまして、施設の老朽化、また、耐震診断の結果、IS値が0.13であることが判明し、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高いとされるIS値0.3未満であることから、

使用を取りやめるとともに、設置条例を廃止する条例を3月議会に上程させていただき予定をしております。

このことに伴い、平成27年4月1日から指定避難所の指定を解除したいと考えております。

なお、あゆみの家の指定避難所の指定解除につきましては、町広報紙、ホームページでお知らせをすることといたしております。

最後に、3点目ではございますが、臨時職員についてのご報告でございます。

臨時職員の勤勉手当につきましては、平成27年度から町の一般職の職員に準じて0.15月分引き上げ、年間2.35月分とする予定をいたしております。

次に、土木建築技術顧問の雇用についてのご説明をさせていただきます。

平成23年1月から斑鳩町景観条例を施行しており、また、県から市町村への権限移譲に伴い、平成25年4月から風致地区内での許認可を町で行っている中で、土木建築の専門的知識を有する職員が必要であることから、今回、奈良県退職予定職員人材バンクを活用し、本年度末で退職される方を新たに土木建築技術顧問として雇用したいと考えております。

この方は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課課長補佐、高田土木事務所建築課長を歴任され、現在、中和土木事務所建築課長をされており、建築基準法、都市計画法、宅地造成等規制法、風致地区条例、古都保存法等に係る申請の許可等の業務並びに県営住宅の建設、県立学校の営繕業務等を経験されております。

また、雇用形態は年雇用の臨時職員の顧問とし、賃金につきましては月給22万円、職員手当につきましては臨時職員に準じ支給をいたします。

以上、臨時職員のご報告でございます。以上でございます。

委員長

そのほかに報告しておくべきことはございませんか。

真弓生涯学習課長。

生涯学習課長 先ほどの史跡中宮寺跡の大きさでございます。東西が約25メートル、南北が約40メートルでございます。大変失礼いたしました。

委員長 先ほどの報告をいただきまして。
ほかに理事者のほうから報告しておくべきことはございませんか。
面巻企画財政課長。

企画財政課長 企画財政課から1点、ご報告をさせていただきます。土地開発基金による用地の取得につきまして、ご報告をさせていただきます。

現在、国により国道25号歩道設置事業が進められております。法隆寺地区の町営法隆寺観光自動車駐車場から法隆寺東交差点、大蓮社までの間におきまして、用地取得に向けて継続的に交渉が行われているところでございます。

このうち、区間北側の中古車販売店の東側の農地につきまして、地権者と国との間で事業用地部分についての土地の売買契約の締結がなされたところでございますが、地権者から用地全体の買収を事業協力の条件とされていたことから、町といたしましては、土地開発基金を活用いたしまして、当該地を取得してまいりたいと考えているところでございます。

以上、土地開発基金による用地取得につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいまの報告について、各委員より何か質疑、ご意見等がございますか。 木澤委員。

木澤委員 臨時職員さんのボーナスアップについては、以前から議会のほうも要望させていただいてきたことですので、今回こういうふうに変更されるということで評価をさせていただきたいと思います。

あと、あゆみの家の避難所指定が解除というか、廃止をするということで、このほかにですね、避難所指定していて、耐震が疑わしいとかい

う物件っていうのはあるんですかね。もうこれだけというふうに思っているんですか。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 その他の指定避難所につきましては、耐震が全て終了いたしております、全て耐震のほうはできているということでございます。

委員長 ほかに何かご質疑はございませんか。 小野委員。

小野委員 先ほどの国道25号線の歩道整備に伴う1筆地買って言うんですか、地権者の要望で土地開発基金を利用してということなんですが、それはそれで、事業が進むということで、私は良としているんですが、そのあと、国が歩道部分についての買戻しとかは、そういうことはないんですかね。その点、どうなんですか。

委員長 小城町長。

町長 今回の関係も、できるだけ右折レーンを、今のあれを拡張する部分から右折レーンをとってくれということで、極力、奈良国道事務所にご無理言いまして、できるだけ範囲を広げてもらいましたから、それ以上は、今後そういうところでまた買戻しますということはないと思います。

小野委員 その用地は。と言いますのはね、確か、それから中宮寺交差点のところの土地についてね、歩道は設置されましたが、買戻し、その歩道部分は買戻していないように思いますが、その点はどうなんでしょうね。歩道は国道敷という考え方からいったらね。今のその、土地開発基金で買い上げた土地、それで歩道が設置できました。車道もふえてくるということ、今、町長の説明を受けて、それもいいと思いますねんけど、その用地は国が最終的に買い上げるんですか。そのことだけなんですよね。

委員長

池田副町長。

副町長

国道部分については、今回もう全て、車道の拡幅と歩道部分は国がまず買い上げてもらっていますので、その残地について基金で買収するというところでございますので。

委員長

ほかに何かございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、各課報告事項について終わります。

続いて、3. その他について、各委員より何かありましたらお受けをいたします。 木澤委員。

木澤委員

前回の、昨年12月議会のときにですね、30人学級の考え方について、教育長のほうから、今後、小学校3年生から中学校3年生まで35人学級にされるという方向で提示があったんですけども、そのとき、保護者の方ですね、PTAとかの方の了承が得られるのかという点でお尋ねしたんですけども、その後、私のほうもですね、いろいろ保護者の皆さんに、町がこういう方向で考えてはるんですけども、どうですかというふうにご意見をお聞きしますと、やっぱり30人学級は維持してほしいという声と、それと、学校の先生が減るのが困るという意見が多かったんです。そうした点について、前回ですね、教育長、町のPTAの方ともお話をする機会があったというふうにおっしゃっていましたが、保護者全体に対しての説明が十分になされているというふうには私は思わないですし、理解を得られているという状況でもないというふうに思うんです。先日も、子ども・子育て支援会議ですかね、傍聴させていただいていますと、そこでもやっぱり子育て施策の部分で、今度35人学級になっていくってということが、そういう経過も含めて保護者には説明もないということで不安の声もありましたんで、その点についてどのようにお考えになっているのか、お尋ねしたいと思います。

委員長

清水教育長。

教育長

保護者の方々に対する説明ということでございますけども、従来ですね、30人学級導入するに当たっての保護者説明、特にしたこともございません。減るからいいんじゃないかという考え方もあるかもわかりませんが、少人数学級がいいっていう保護者の方々、一方では、あんまり少なくなったらだめだという保護者の意見もある中で、これまで町の方針といたしまして30人学級、平成21年度からかな、順次拡大してきたわけでありまして、今回、小学校1年、2年生については30人学級、そのままさせていただいて、今まで実施していなかった小学校6学年と中学校の第3学年も拡大してですね、少人数学級を導入することで一定の方向性が確立できるということからですね、特に、あえて保護者の方々に教育委員会のほうから説明会を開いたりする予定はございませんが、各学校の学校だよりでありますとかで、各学校のほうからそういった周知を行っていくという予定はしております。

木澤委員

私はこの30人学級から35人学級にしていくっていうことについては慎重にあるべきだ、あってほしいなというふうに思うんです。これについては、もう12月議会に提案して、来年度からもう実施しますっていうんじゃないしに、きちんと保護者にも説明して、少し保護者の意見も聞くと、少しじゃない、きちっと聞くという期間を設けた後に判断をしていくべきではないかと。

先日もですね、町Pの会長さんにもご意見をお伺いしますと、町のほうにも体制維持の要望書を出されたというふうにお聞きしてはいますが、その点の事実確認をさせてもらっていいですかね。

教育長

町PTA連絡協議会、組織でございます各幼稚園、小学校、中学校のPTAの役員さんが集まってされておられる会議でございますけども、そこから要望書をいただいている事実はございません。

木澤委員　　そうしましたら、私のほうも再度それについては確認をしたいと思
います。

委員長　　小城町長。

町　長　　全体的にこの30人を35人とかいろいろな議論は、やっぱり議会の
皆さん方とともにやってきたと思うんです。議会で30人ということで
限定していくということはやっぱり難しいやろうと。若干名って、32、
3名と、今の幼稚園みたいにですね、30名になったかて、やっぱりそ
れは抽選で外したらかわいそうやということで若干名あげていこうとい
うことでやってきておるわけですから、そこらを考えたら、これ、いつ
も申しあげるんですけど、5月に結局生徒の数がふえたら、そこでこの
30人割ってしまうかと、それは絶対反対と、それはもう必ずおっしゃ
るんです。だから4月で編制していますけども、5月は最終のあれです
から、そういうことを踏まえたら、議員の皆さま方からも、やっぱり3
0人が35人ぐらいやったら一番ええん違うんですかというご提案あつ
た中で、教育委員会も、今、清水教育長もいろいろと検討しながら、や
っぱり最終的に12月に出さなかったら4月からそういう編制ができな
いということで、12月に出ているわけでございます。

木澤委員　　出ていた意見として、30人学級編制のところは31人になったら、
それを柔軟に対応されるのかどうか、この点については意見は出ていた
なというふうに思うんです。それ以外に、もうちょっと学級の人数をふ
やすべきやっという事で議論したっていうのに、私はあんまり記憶に
ないんですけども。

ただ、そういうことも総合的に考えてですね、この間、やっぱり斑鳩
町が30人学級を進めてきて、子育て施策に力を入れているということ
で、近隣の町村からも、評判を聞いてですね、斑鳩町に子育て世代の皆
さんが越してこられるという状況がふえている中でですね、斑鳩町の魅
力の最も重要な部分になっていると思うんです。私は、それが失われる
と言うんですかね、後退するっていう状況になると、せっかくこれまで

斑鳩でつくってきた魅力がね、なくなってしまうんじゃないかと、町の発展にとってもマイナスになってしまうんじゃないかなというふうに思うんです。

前回おっしゃっていましたが、体制を維持していくのに非常に職員の皆さんとか苦勞されていて、その点にはもう頭が下がる思いですけども、そういう政治的な判断も含めてですね、30人学級をきちっと町として目玉の1つ、魅力やということで維持をしていってほしいなというふうに、私は思いとして持っていますので、これはぜひ35人学級にするっていう方向を見直してほしいなというふうに思っています。

委員長

清水教育長。

教育長

今、木澤委員さんのおっしゃり方を聞くとですね、あたかも少人数学級が後退したみたいな様子でおっしゃるのですが、そもそも国及び県の基準で言いますと、小学校第1学年は35人であります。県が加配して小学2年まで35人って言うていますが、それも35人あります。

斑鳩町は、小学校1年、2年は30人、堅持していくという方針であります。残りの小学校第3学年から中学校第3学年まではですね、少人数学級を町村単独でやっておるところは、全国的にどこを探してもらってもない、ありません。県で一部しているところもありますけども、町村単独でそうした少人数学級をしている、制度化している町村はない中で、それはもう大きな斑鳩町の魅力の1つであると、これからもそういう魅力の1つであるというふうに私は確信をしているところであります。先ほど、教職員のスタッフの確保に、本当に現状厳しい状況があるということも含めましてですね、この35人学級について当分の間続けていくことが町として正しい道だというふうに私は確信をしているところでございます。

委員長

小野委員。

小野委員

今、木澤委員からいろいろ質問も、議論もあったんですが、私は先の、12月10日ですかね、開会中の総務委員会で、いろいろ資料に基づいて、少人数学級の見直しというんですか、それについて課長からも説明を受けたし、また、私や伴委員さんも質問していますが、その中での教育長の答弁でも、PTAの方との懇談会にも教育長の方針を述べられて賛同を得ているっていうような、そういう35人学級でPTA活動についても活発になるだろうというふうに賛同を得ているというような、そういう答弁もございます。

また、少人数学級の見直しという形で、要綱と、それから基準を改正する準備しているっていうことなんですがね、30人学級とか35人学級とかいうことでなくて、要綱がどのように改正されたか、それがやはりポイントになってくるのかなと、私は今の木澤委員の議論、質問の中であるんだと思うんですが、基準とか要綱については議会の議決は必要としていませんが、やはり予算のことにも響いてきますので、今、現在、どのような要綱ができてあるのか、また、どういう状態で、今、あるのか、お示しいただいたほうがいいのではないかなと思うんですが、今、もうできあがっているんですか、今、いや、まだ途中だと。

ということは、この要綱がきちっと決まったら、今、木澤委員が議会からいろいろ話しされていることもね、それが決まって、お示し願って議論するのか、それらについていろいろ、時間的な、タイミング的なこともあると思います。それらについて、今現在、先の要綱、基準では、予算書にあらわしておられることが、その要綱に基づいてやったらできないんですね。要綱であつたらね。

そのことについて、予算査定も終わって、一応私らにお示し願っている少人数学級についての予算では、先の12月10日に、るる説明していただいた形が、私は網羅されているんだと思うんですが、それらのことについて、現在の状態、ちょっとお示し願えますか。

委員長

安藤教委総務課長。

教委総務

斑鳩町立学校少人数学級実施要綱の改正でございますけれども、去る

課長

2月10日開催の法令審査会を経て、現在、決裁中でございます。

要綱の改正の内容でございますけれども、これまで、実施要綱と実施基準というのを別で設けておりました。実施基準の中では、実施できる対象学年をですね、規定しておりましたけれども、この基準を廃止いたしまして、この要綱の中に対象学年を盛り込んでいくと、このような改正の内容となっております。

また、例えば35人をですね、わずか1人超えた場合のですね。

(「今の状況や。進捗状況」と呼ぶ者あり)

教委総務
課長

現在そういったことで、決裁中ということでございます。以上でございます。

小野委員

その、今、改正された要綱というのは、法令審査会を終わって、決裁が必要なんですよね、あとの、教育委員会かどこかの。だから、まだこの議会、総務委員会にも提示できないということなんだと思うんですが、それはもう、12月10日の委員会でこのように表を出されて、そしていろいろ説明を受けた、それに基づいて、それにのっとった要綱に組みなおしておられると、そのように理解します。でないと、法令審査会で一応経過していると。でないと、最終的に、予算の査定っていうんですかね、それは副町長のほうでされるんですけど、その要綱とマッチしないもので予算請求されても、これはノーというようにされると思いますが、当然、その時間的なちよつとずれっていうのはあるけど、それに基づいたものができてくると。それを早い目に見せてもらいたいんですが、もう次はもう本会議中の総務委員会にもなると思いますが、そのときでも結構ですけど、要綱改正された分を早く見せてもらいたいと、そのように思っています。

それとね、もう1点なんですがね、先の委員会の中で、私はしつこく30人学級、先ほど30人学級で31人やったらというような話が出てきたのは、それを私も言っていたのですが、そのときに、教育長がね、教育委員会のほうでやはり30人は堅持していきたいと。今までの要綱

でしたら30人以下という言葉を入れていましたけど、それも学校とのいろいろな打ち合わせの中である程度弾力性を持たせるん違うかなということも言っていたので、このときのこの答弁では、「前回の教育委員会では」と、いつの委員会ちゅうのがわからないんですがね、「方向性については認めていただいているところでありまして、実施基準なり要綱については次回の、この12月の要綱で議論をしていただこうと考えておる中で、そうしたご意見があるということは十分お伝えしながら決めていきたい」と。要綱は、30人以下とか35人以下とかいう具合にして、基準と合体したような形やったらそういう形というのが考えられるんですが、その運用についてね、教育委員会と、学校ですか、現場って言うんですかね、学校長とかの間できちっとした理解、ニュアンスの違いとかそういうものが生じないようにきちっとやってもらいたいと思っているんですが、その点について、教育長、再度、そんなもう言わんでもきちっとやっているわと言われるんかわからんけどね、その点もちょっと確認させてもらいたいなと思います。

委員長 清水教育長。

教育長 基本的には考え方に沿って、考え方に沿ってというのは、小学校第1学年、それから2学年は30人学級、それ以外の学年については35人学級、国の基準は40人学級でございますけども35人学級という編制をする中で、おっしゃっておられるのは、例えば30人を1人でも超えたら、例えば、121人の場合やったら、1クラス、そのままいっても91人のほうがいいかな。91人やったら、30人と31人で、それでもするのかと。例えばもっと言えば、35人学級の場合でも、36人、1クラスでもあったら全部割るのかというご意見だと思うんですけども、それについてもですね、弾力的に運用できるような方向で、今、ちょっと要綱つくらせていただいております、ただ、35の倍数ですから、70、105、140という数になるんですけども、その場合を1人でも超えたら割る場合と割らない場合があると。というのは、その学級、学級で、その学年、学年で、特別支援学級には入らないけれども入級す

るほうが適当ではないかという子どもさんも数多くおられる中で、そうした子どもさんを抱える学年については総合的に判断をした上で学級編制する必要もあるということから、弾力的な運用は一定できるような形は考えてございますけども、1人ぐらい超えても割らないということではないというふうにご理解を、ちょっとわかりにくいかも知れませんが、ご理解いただきたいと思っております。

小野委員

今までの現行の要綱の2条にね、「30人を超えるときは、予算の範囲内において」という形できちっとそれは言っておられるのでね、1人をふえる、全体で1人が、学年が1人ふえることによって1クラスを設けるということについては、やはり予算的なこともたくさんありますので、設備というか施設については、それで1クラスふやすということについては容易に、あまり予算も要らないと思っておりますねんけど、増築せんなんかそういうこともないやろうと思っておりますけどね、教員をふやしていかなければいけない、やはり予算の範囲内ということで全体の予算も考えながらね、学校ともいろいろ協議しながらやっていってほしいななど。

また、PTAについても、そういうことで、こういう形でやっていくと。何か、ちょっと漏れ聞くところによりますと、斑鳩小学校で臨時総会を計画されているらしいと。と言うのは、委員の数を、委員の、今、3つの委員会があるということをや2つにするとかいうようなうわさも聞いておりますがね、やはり少人数の、以前のときにも教育長もその懇談会でそういう話を聞いておられるのかなと思うんですが、役員も、少ないところから役員を選ぶということがやはりいろいろなPTA活動にも弊害を起こしてきているようなことにもなってくるのかな、そういう見方のされている保護者の方もおられるように聞いております。私も、もう古い話なんですけど、平成元年のときの斑鳩小学校のPTA会長でしたが、やはり、そのときに4つの委員会があつて、その委員の選任に苦慮したということを知っていたので、私も臨時総会を開いて、そのときに、規約、規則でしたかね、その変更をやって、3つに変えたという、そういうこともあります。

あくまでも、やはり子どもたちが順調に育ってもらうためにいろいろなことを、どう言うんですか、想定をしながらよりベターな少人数学級の推進をしていってもらいたい、そのようにお願いしておきますので、よろしく申し上げます。

委員長 ほかにご意見ございませんか。 伴委員。

伴委員 ちょっと私も一言。

確かこの件で、12月議会で自分自身確か発言させていただいたのは、一度いろいろな形を確かめて、試行していただくということもいいのと違うかなと。まあ言えば、30人が絶対ええとは限らんと。また、35人でやってみてどうかということを試してくださいという話をさせていただいた、ちょっと記憶がありますので、そういう方向もいいんじゃないかなと、ちょっと今、そういうような質疑がありましたので、もう一度確認のため話しさせていただきます。以上です。

委員長 ほかに何かご質問はございませんか。

それでしたら、私のほうから1点。

町のPTAの代表とされて教育長とお話しされた方の思いといたしましてはですね、正直、保護者の方々がですね、今回のこの改正というか変更によってどういうふうになるのかという実感がまだない中でですね、そういう人たちの気持ちとして、この、今回の件を契機にですね、学校や教育委員会と、この、今回のこれに関心を持って意見を交わしていくことが、ともにこれらからの子どもたちのことを考えていくことが大事だというふうにご考慮されます。

町内5校の中でですとね、変わる学校もあれば変わらない学校もある。職員数の、先生が激減するところもあるん違うかというふうに思っている部分もありますのでね、そういう不安なところもありますけれども、今回のこのことに関心を持って、足りないところは、学校が困っているところはですね、やはり保護者としても手を差し伸べていかなければいけないのではないかというふうにおっしゃっていただいております。

本当にこれからの子どもたちのことを考えて、教育委員会と学校と対話とですね、協力関係が、いい関係が結べることを望んでおられますので、また、ぜひ教育委員長のきょうおっしゃっていただいた思いとですね、それでまた保護者の方々との思いをですね、しっかりと対話していく中でですね、協議をしていただいて、斑鳩町にとって一番いい状態に、状態にというか、また新たな答えが出るかもわかりませんが、そういうことを導いていただきたいなというふうに期待をさせていただきます。

ほかに何かございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 今、委員長おっしゃったのは、それは何かの会合でPTAの、町Pの会長がおっしゃったんですか。それはどういうことなんです。

委員長 失礼しました。ややこしいかもしれません。私との会話と、それで教育長との対話のあとのですね、思いという、いろいろな保護者の方々の思いもありますので、ただ単に私たちがこの場で、今、委員さんがおっしゃった思いが全てではないですし、教育長がおっしゃった意見が全てではないのでね、そういういろいろな保護者の方々が望んでおられるこれからのよりよい斑鳩町の学校運営に対しての期待、思いをですね、この今回の件を契機にですね、しっかりと話し合いをしていただきたいというふうに、委員長としてではなくてですね、総務常任委員会に所属する1委員として要望というか、お願いをさせていただきたいなというふうに思います。

嶋田委員 教育長、何か町Pの会長とお話しされたんですか、このことについて。

委員長 清水教育長。

教育長 町Pの、連絡協議会の会長とは話をさせていただきました。そのときの話では、こういう、35人という形で改変していくことによって、学校の教員の数が激変することについて、ちょっと心配しているというこ

とおっしゃっておられたということはございます。

嶋田委員 先ほどの議論の中で、そんな話は一切出てこなかったですな。何か腑に落ちんような感じになってきていますな。

委員長 今、委員のほうからですね、腑に落ちないというふうにおっしゃっていただきましたけど、私も1委員として、そういう状況でありますので、1委員として要望させていただきましたし、PTAの代表として、正直そこまでお話、代表としてお話ししにいったかっていうこと。

すみません、ちょっと暫時休憩いたします。

(午前10時24分 休憩)

(午前10時31分 再開)

委員長 再開をいたします。

先ほどのですね、私の発言をちょっと取り消しをさせていただきたいと思えます。皆さま方、取り消させていただいてもよろしいでしょうか。

(「別に確認は要らないので」と呼ぶ者あり)

委員長 はい、わかりました。

ほかに、その他について何か。 小野委員。

小野委員 先ほど、あゆみの家の設置条例を廃止するというのでというようなことを予定されておって、避難所からも、避難所の指定も解除するということをお聞きしたんですがね、設置条例を廃止することによって行政財産から普通財産になっていくと。そのことについてのね、その後の活用方法というのは、今、何か考えておられるのか。避難所としても使われないということになってきたらなおさらなんですが、活用方法について何かプランというんですか、今後考えていきますでも結構ですし、見込みですかね、今、遊休財産を処分ということでいろいろなことも考えて

おられますし、やっておられますので、その点については、今の、きょうの現在、現在時点で結構ですので、お示し願えますか。

委員長 面巻企画財政課長。

企画財政課長 あゆみの家の行政財産としての使用を取りやめた後につきましては、現有のまま普通財産で管理してまいりたいと考えております。なお、今後の活用につきましては、その方針につきまして、お時間をいただきながら慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申しあげます。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、その他についてもこれをもって終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。
小城町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。
皆さま、お疲れさまでした。

(午前10時35分 閉会)